

変更届出書添付書類一覧（（介護予防）特定施設入居者生活介護）

No.	変更事項	変更届出書添付書類	留意点
1	事業所の名称	<input type="checkbox"/> 付表10 <input type="checkbox"/> 運営規程	
2	事業所の所在地、 （変更前の事前協議が必要）	<input type="checkbox"/> 付表10 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 平面図(参考様式2)	※所在地変更の場合、NO.7も該当
3	法人(申請者)の名称	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本	※法人の名称変更とは、当該法人の「商号変更」のみを指す
4	主たる事務所(法人)の所在地、 電話番号、FAX番号	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 ※電話番号、FAX番号のみ変更の際の添付書類はなし	※法人情報の変更届出については、法人単位での届出可
5	代表者の氏名、生年月日及び住所	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 <input type="checkbox"/> 誓約書(参考様式6)※2	※複数の指定事業所(和光市内の事業所に限る)がある場合、事業所一覧(参考様式8)を添付
6	登録事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本または条例	※2代表者の氏、住所及び職名の変更のみの場合は誓約書不要
7	事業所の建物の構造、専用区画等 （変更前の事前協議が必要）	<input type="checkbox"/> 付表10 <input type="checkbox"/> 平面図(参考様式2)（法令上の室名、面積(m ²)、設備、備品等を記入)※併設のサービスがある場合は、マーカ等でサービスごとに色分けする	必要に応じて <input type="checkbox"/> 設備・備品一覧表(参考様式3)
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	<input type="checkbox"/> 付表10 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-6) <input type="checkbox"/> 資格証の写し※要資格従業者と兼務の場合 <input type="checkbox"/> 誓約書(参考様式6)	※既に就任している管理者の住所又は氏のみ変更の場合は、付表のみの提出
9	運営規程	<input type="checkbox"/> 運営規程(変更部分が見えるようにアンダーラインやマーキング等をしてください) 付表の内容が変わる場合 <input type="checkbox"/> 付表10 資格者の追加等の場合 <input type="checkbox"/> 資格証の写し <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-6)	
10	協力医療機関(病院)	<input type="checkbox"/> 付表10 <input type="checkbox"/> 契約書等の写し	
11	入居者定員 （変更前の事前協議が必要）	<input type="checkbox"/> 付表10 <input type="checkbox"/> 平面図(参考様式2)（法令上の室名、面積(m ²)、設備、備品等を記入) <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-6) <input type="checkbox"/> 資格証の写し※資格者追加の場合	
12	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<input type="checkbox"/> 付表10 <input type="checkbox"/> 資格証の写し <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-6) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員一覧(参考様式7)	※従業者数の増減がある場合はNO.9も該当
13	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等	<input type="checkbox"/> 受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地(参考様式5)	

- 付表や添付書類への押印は不要です
- 資格証の写し等への原本証明は不要です

◎変更事項の内容によって、老人福祉法上の変更届の提出が必要となる場合があります。詳しくは、「有料老人ホームの指針・届出」ページをご覧ください

◎変更事項の内容によって、業務管理体制整備に係る届出書(届出事項の変更)の提出が必要となる場合があります。詳しくは、「業務管理体制整備に関する届出」ページをご覧ください